

様式第1号

民間の中高層集合住宅を対象とした各戸検針及び各戸徴収サービス申請書

年 月 日

(あて先) 京都市公営企業管理者
上 下 水 道 局 長

申請者 住 所：〒 ー

氏名又は名称：

実印

電話番号：自宅又は事務所 () ー

携 帯 () ー

「民間の中高層集合住宅を対象とした各戸検針及び各戸徴収サービスに関する要綱」(以下、「要綱」という。)第4条第1項の規定に基づき、下記住宅の各戸検針及び各戸徴収(以下、「本サービス」という。)を申請します。

また、本サービスを申請するに当たり、裏面記載の「申請者が遵守すべき重要事項」の内容を十分に理解し、同意いたします。

記

1 申請住宅

集合住宅の名称：

集合住宅の所在地：

区分所有の有無： (有 ・ 無)

2 建築概要

階建 棟 戸

階建 棟 戸

3 水道メーター

各 戸 の メ ー タ ー 口径 mm 個

散 水 栓 の メ ー タ ー 口径 mm 個

非常用給水栓のメーター 口径 mm 個

4 入居予定年月日

年 月 日

5 提出者(申請者以外の者が本サービスの申請書を提出する場合、以下に御記入ください。)

本サービスの申請に当たり、次の者に申請書類一式を提出させる。

【提出者】 住 所：〒 ー

氏 名：

電話番号：() ー

(裏面へつづく)

申請者が遵守すべき重要事項

- 1 本サービスを適用する民間の中高層集合住宅については、申請者又は管理責任者により適切に管理されていること（要綱第3条第1号）。
- 2 本サービスの実施について、次に掲げる者から同意を得ること（要綱第3条第5号）。
 - (1) 分譲マンションにあっては、区分所有者及び賃借人
 - (2) 賃貸マンションにあっては、賃借人
- 3 入口が施錠式の場合は、上下水道局の業務（メーター点検、開閉栓、給水停止、検定満了メーター取替え等）に支障が生じないよう措置できること（要綱第3条第8号）。
- 4 貸付メーターの設置場所は施錠しないこと（要綱第3条第9号）。
- 5 貸付メーターを善管注意義務をもって保管し、亡失又はき損したときは速やかに管理者に届け出るとともに、賠償金を納入すること（要綱第7条第3項）。
- 6 入居者等に本サービスの内容及び遵守事項を周知徹底し、問題が生じたときは責任をもって解決すること（要綱第8条第1項）。
- 7 入居者等に対し、入居する集合住宅が本サービスの適用を受けていることについて、次に掲げる書面において明記すること。（要綱第8条第2項）
 - (1) 分譲マンションにあっては、区分所有者との売買契約書又は重要事項説明書
 - (2) 賃貸マンションにあっては、賃借人との賃貸借契約書又は重要事項説明書
- 8 分譲マンションにおいて区分所有者が当該区分所有者の所有する物件を貸し付ける場合、当該貸付を行う区分所有者に対して、当該区分所有者と賃借人との賃貸借契約書又は重要事項説明書に明記するよう指示しなければならない。（要綱第8条第3項）
- 9 申請者に変更があったときは、変更前の申請者は変更後の申請者に対し、この要綱及び関係規定の履行を承認させ、変更後の申請者は新たに申請書類を管理者に届け出ること（要綱第9条第3項）。
- 10 対象集合住宅の所有権又は給水設備に変更を生じたときは、直ちに管理者に届け出ること（要綱第9条第4項）。
- 11 入居者等に係る料金等の納入については、原則として口座振替制又は地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付制（クレジットカード払い）とすることを入居者等に対して指導すること（要綱第10条第2項）。
- 12 入居者等が料金等を納入せず、管理者が当該料金等の徴収が不可能であると判断した場合、管理者は申請者に対して当該料金等を請求することができる。申請者が管理者から当該請求を受けた場合、申請者は管理者が指定した期限までに当該料金等を納入すること（要綱第12条第4項）。
- 13 入居者等に対して、滞納情報が上下水道局と申請者との間で共有される場合があることについて、予め周知し、同意を得ておくこと（要綱第12条第5項）。
- 14 管理者が行う料金等の滞納者に対する督促等について協力すること（要綱第13条第1項）。
- 15 管理者が要求した場合には、入居者等に関する居所、連絡先等に関する情報を速やかに提供すること（要綱第13条第2項）。
- 16 入居者等に対して、連絡先等情報が上下水道局に提供される場合があることについて、予め周知し、同意を得ておくこと（要綱第13条第3項）。
- 17 申請者が水道法、条例、同条例施行規程、要綱その他関係法令を遵守すること（要綱第15条第1項）。

【申請者】※個人の場合は自署、法人の場合は記名・押印